

美里町公共施設等総合管理計画（案） パブリックコメント回答

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項目	意見等の概要	町の考え方
1	総人口の推移	<p>総人口の推移の説明が不自然です。 現在の人口は、この計画書策定時の実績値があるはずで、時期と出典を明示すれば「約2.4万人」などとする必要はありません。本計画の計画期間は、平成28年から平成57年までとしていますが、平成57年の推計人口が示されていません。 【対象頁6】</p>	<p>総人口の推移については、『美里町総合計画・美里町総合戦略』に記載のある将来推計人口に整合を図っております。 本計画策定時には、平成27年国勢調査人口（実績値）が公表されていなかったため、推計値を使用し「約2.4万人」と表現しました。また平成57年の推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所による将来推定人口が公表されていないため、数値の記載ができない状況にあります。よって、現在平成27年国勢調査人口の速報値が発表されましたので平成27年の人口を修正いたします。 しかし、人口の実績値や推計値については、今後、本計画を5年毎に見直しを行ってまいりますので、その際に随時、最新データに更新してまいります。</p>
2	公共建築物の一人あたり延床面積	<p>公共建築物の一人あたり延べ床面積を他の自治体と比較していますが、出典が異なるため調査時期がずれたデータを比較しています。同じ時期のデータで比較してください。また、図2-12は、何を目的に示しているのか理解できません。 美里町のデータは平成27年度のもですが、その他は「全国自治体公共施設延べ床面積データ分析結果報告」（東洋大学 平成24年）によるもので、平成21年度～23年度のデータです。 また、この報告では、人口25,000人～27,500人の同規模自治体22自治体の中で美里町は中位に位置しています。図2-12のイメージとは異なります。 【対象頁16】</p>	<p>図2-12の目的は、公共建築物の一人あたり延べ床面積について、同規模自治体や近隣自治体、さらには全国平均値（3.42㎡/人）との比較を行うことで、本町が保有する公共建築物の多寡を確認するためにお示ししております。 ここで、同時期（平成24年）データでは、本町の公共建築物の一人あたりの延べ床面積は5.01㎡/人となっております。 本計画でお示した平成27年度データで比較を行った理由は、最新の情報で本町の現状を把握する必要があると考えたためです。その結果、平成24年よりも一人あたりの延べ床面積が5.96㎡/人に増えたことが分かりました。 なお本町では、比較した他の自治体の最新の公共建築物の保有状況（延べ床面積データ）が把握できない状況にあります。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項目	意見等の概要	町の考え方
3	耐用年数（語句）	<p>「耐用年数」という語の使用は見直してください。</p> <p>耐用年数には、経済的耐用年数、機能的耐用年数、物理的耐用年数という考え方があります。単に耐用年数といった場合、償却資産の法定耐用年数と混同する恐れがあります。「管路の耐用年数を、法定耐用年数の40年に仮定する」という表現（20頁参照）は、後ろまで読まないと最初の耐用年数が法定耐用年数ではないことが分かりません。</p> <p>「すべての公共施設を耐用年数どおりに更新すると」（33頁）の「耐用年数」はどの耐用年数か即座にわかりません。</p> <p>更新年数など他の用語を用いて明確に区別するのが良いと思います。</p> <p>【対象頁15、19～23、25～28、30～33、36、37】</p>	<p>「耐用年数」は、「物理的耐用年数」の意味として記載しておりました。このため、「耐用年数」が「物理的耐用年数」であることを明記するようにいたします。</p>
4	更新費単価	<p>更新費単価や耐用年数の仮定値に本町の統一した考え方が入っていません。</p> <p>公共下水道及び農業集落排水の管渠について、24頁に示されている更新単価は、美里町下水道基本構想で用いられている値と異なります。また、39頁に管渠の更新年数を50年から70年に長寿命化した場合の推計が記載されていますが、美里町下水道基本構想では耐用年数72年としております。本町として考えが統一されていません。</p> <p>【対象頁39】</p>	<p>「美里町下水道基本構想」では更新単価の記載はございません。</p> <p>このため、更新単価については、総務省単価を使用しております。</p> <p>一方、耐用年数については、ご指摘のとおり町としての考えを統一するためにも、「下水道事業のストックマネジメントに関するガイドライン」に準拠した、「美里町下水道基本構想」で示されている耐用年数と同じ72年を耐用年数にいたします。</p>
5	計画期間	<p>計画の体系がおかしいです。</p> <p>本町の最上位に位置付けられる総合管理計画の計画期間は5年です。しかしこの総合管理計画の計画期間は30年となっています。また、第3章には、「本町の”将来目標人口”や”地域産業の発展”等を実現するには、今後10年を目安に…」とこれらと整合しない10年という期間が出てきます。本町には10年を目安にした計画はないと思います。</p> <p>【対象頁34】</p>	<p>計画期間については、『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）』に示す望ましい計画期間である30年で計画しております。</p> <p>第3章に記載した『10年』は、計画期間を示したのではなく、「本町の発展のためには、現在から10年先程度まで、何らかの施策を講じなければならない」ことを記述したものです。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項目	意見等の概要	町の考え方
6	長寿命化計画	<p>策定済みの公共施設等の長寿命化計画の見直しをしてください。</p> <p>既に策定された公共施設等の長寿命化計画がありますが、この総合管理計画の考えに合っているか、見直す必要があると思われます。</p> <p>【対象頁43】</p>	<p>本計画は、全庁的な行動計画を策定したものであるため、個別施設の長寿命化計画に反映する必要があると考えます。</p> <p>既に策定された公共施設等の長寿命化計画については、本計画の基本方針等の整合性について検証を行い、必要に応じて見直しを行う必要があると考えております。</p>
7	情報提供	<p>検討のための情報提供先は、住民を中心にしてください。</p> <p>公共施設の集約化や複合化、転用及び除却といった検討に際して、「住民や議会への十分な情報提供」とありますが、「住民への十分な情報提供」としてください。</p> <p>議会は、住民の代弁者である議員で構成されますが、議員は住民でもあります。敢えて議会へ提供としなくても議員に伝わるはずですが、議会に説明しても住民には伝わらないケースが多々あるので、主権者であり施設の利用者である住民へ十分な情報提供をお願いしたい。</p> <p>【対象頁67】</p>	<p>『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）』では「議会や住民との情報共有を行うこと」との記載があります。</p> <p>施設の利用者である住民への十分な情報提供を行うとともに、議会にも情報提供を行うという意味で「住民や議会等への十分な情報提供」と記載しております。</p>
8	公共建築物の建築年と延べ床面積	<p>建築物耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）建て替え60年、文科省建て替えから改修へによれば70から80年としている。考慮されていない。</p> <p>【対象頁15】</p>	<p>長寿命化を行う前の公共建築物の耐用年数の設定は、『建築物耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）』から60年に設定しております。</p> <p>長寿命化を行った際は、『建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）』から70年に設定しております。</p> <p>このため、文科省の建て替えから改修へで記載がある耐用年数70から80年を包括していると考えております。</p> <p>なお、文科省の長寿命化計画は、RC構造が多い学校施設を対象としております。本計画では、学校以外の施設等も対象としているため、70年を採用しております。</p>

参考様式6（第7条関係・公表用）

No.	項目	意見等の概要	町の考え方
9	橋梁の現状	<p>現状の調査をしたか。現状で古い橋梁の20傑ランキングを挙げ現状把握をしましたか。 【対象頁19】</p>	<p>については、『美里町橋梁長寿命化修繕計画』に基づいて、現状調査を行っております。 については、『美里町橋梁長寿命化修繕計画』に基づいて、建設年次を含め劣化状況の整理が行われております。 橋梁については、重要度に応じて定期的に点検・診断を行い、現状をモニタリングしております。</p>
10	公共施設等の現状	<p>橋梁の現状、上水道、公共下水道（地域下水処理施設含む）は耐用年数を仮定しているのみ、これでは問題が多く抱えているのみです。解決策が立たず。 【対象頁19～21】</p>	<p>本計画は、インフラ施設等の耐用年数を設定し、町が保有する全施設に必要な修繕・更新費用の総量を把握することで、今後の維持管理の基本方針を策定することが目的です。 このため、具体的な解決策については、個別施設の長寿命化計画を今後策定し、実施してまいります。</p>
11	公共施設等の適正管理に関する実施方針	<p>トータルコストの適正な管理が大事である。</p>	<p>トータルコストの適正な把握と管理が、特に重要であると考えております。 本計画では、公共施設等の効率的な維持管理を推進するために、町が管理する施設保全に係る将来の予算情報を一元的に集約管理することでトータルコストの適正管理を行う方針としております（本計画p65に記載）。</p>